



## 社会教育施設が変わる！？【1】

### 指定管理者制度とは

小野夏子（社会教育分野運営委員）

#### 1. 法律が変わった？我々に関係あるの？

私たちは、メーリングリストやWebページなどで新天体の発見情報などを、いち早く入手するルートを持ち合わせています。先日の「惑星定義の確定」の時には、地球の裏側で行われている天文学の国際会議の様子が、当会のメーリングリストで実況され、決議の過程を逐一、日本語で知ることができました。（縣さん、ありがとうございました。）

さて、「惑星の数がいくつになったか？」などは、決定翌日には知っている私たちですが、「新しい法律ができた」「法律の改正がなされた」ということになる「疎い」という方が少なくないでしょう。（天文情報だけでなく、このような法律の情報もWebページなどで公開されているのですが。）

「聞いたことない法律だね」

「私たちに関係があるの？」

今、様々な法律が新しく作られ、社会の仕組みが変わる中で、天文教育の施設も運営形態の変化を求められています。施設の運営は、新しい局面を迎えているのです。「構造改革特区法」「地方独立行政法人法（2004年4月1日施行）」や「市町村合併」などにより、公立施設の運営形態の変化が懸念されます。

ここでは「指定管理者制度」という地方自治体が運営する施設に直接かかわる法改正についてご紹介をいたします。

#### 2. 指定管理者制度

地方自治法が一部改正になり「指定管理者制度」という新しい制度ができたのは、2003年の夏のことでした。これまで地方自治体の

直営か、自治体が1/2以上出資した団体（財団法人、社団法人など）でのみ運営できた公立施設を、民間（株式会社など）にも任せられるというルールです。

#### ＜地方自治法の一部改正＞

第二百四十四条の二第三項中「その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託する」を「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせる」に改める。

第二百四十四条の二第六項中「、委託に係る」を「、指定管理者の管理する」に、「管理受託者」を「指定管理者」に、「当該委託に係る」を「当該管理の」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「管理受託者（前項の規定に基づき公の施設の管理の委託を受けたものをいう。以下本条において同じ。）に当該」を「指定管理者にその管理する」に、「当該管理受託者」を「当該指定管理者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

以上は、「衆議院」のWebページ、

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf)

[/html/gian/honbun/houan/g15605108.htm](http://html/gian/honbun/houan/g15605108.htm)

より抜粋しました。ここに「改正」の全て（どこをどう替えたか）が書かれています。

「指定管理者制度」は、新しく作られる施設ばかりでなく、現在、運営されている施設にも適用されます。財団運営されていた施設は、3年間の経過措置があり、2006年の9月までに指定管理者制度に移行するか、直営にするかを選択することになっていました。それ故、今年の4月に指定管理者制度をスタートさせた施設が多かったのです。

そして、これまで直営で運営されてきた施設も指定管理者制度適用が検討されています。現在直営であっても、「3年後から」「5年後から」と指定管理者制度のカウントダウンが始まっている施設がいくつかあります。また、年度が変わっていきなり「来年度からの導入を検討」と動き始める自治体もあります。

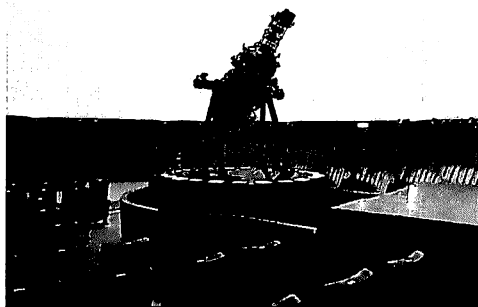


図1 一般的なプラネタリウム

「指定管理者制度」…プラネタリウムのような天文教育施設も例外ではありません。

### 3. 総務省の見解

総務省(TEL:03-5253-5111)にこの制度について問い合わせをしました。

「指定管理者制度により施設の運用の可能性を広げた。これまでの管理委託制度とは権限範囲拡大など様々な違いがある。これまで管理委託制度で運営されてきた施設については経過措置があり、その間に『直営か』『指定管理者制度か』を検討したはず。指定については、縛りはない。よく図書館関係の団体か

ら『指定管理者制度は、図書館には馴染まない』との話を聞くが、総務省は『公の施設を全て指定管理者制度にせよ』と言っているわけではない。導入を検討する各自治体が判断すべき。」

との話しでした。

### 4. 関わりのある法律には関心を持って…

いきなり「天文教育」誌に法律の話が出てきて、戸惑われた方もあるでしょう。法律の改正などは、新聞やニュースでも報じられ、Webページ等にも公開され、所轄庁に問い合わせれば、親切に教えてもらえます。このように法律の情報は公開されているのですが、これまで私たちの多くは、そんな情報に関心を持って接してこなかったのです。

メーリングリストや年会で「指定管理者制度」が大きく話題になっています。しかし、「社会教育分野以外の会員には、馴染みがない」ということでしたので、連載のスペースを頂き、この制度に関してご紹介をさせて頂くことになりました。制度導入によって、天文教育が如何に変わろうとしているかを皆様にもご理解頂き、施設を利用する側の視点からの助言をいただければと思います。